

特別特定技術基準対象施設

はじめに

港湾をはじめとする臨海部には、多くの工場や石油コンビナート等の民間事業者が立地しており、生産や出荷などの事業活動が行われています。このため、港湾の護岸等については、全体の約4分の1は民有の施設が占めています。しかし、これらの護岸等のうち半数以上が整備後40年以上を経過して老朽化により耐震性が不足し、更新を要するものが急増しています。

南海トラフ地震や首都直下地震など大規模地震発生の切迫性が指摘されているところ、地震による損壊のリスクが高まっています。地震等の災害により、これらの護岸等が損壊した場合、海域へ土砂が流出し、地盤の沈下や傾斜が発生することにより、生産設備などが損壊し工場全体の生産活動を停止させるおそれもあります。また、航路に土砂が流出することにより、港湾機能に支障を及ぼすおそれもあります。

実際、平成23年の東日本大震災では、航路沿いの民有護岸等の損壊により土砂が流出した結果、航路が閉塞し船舶の交通に支障を及ぼす事態が発生しました。また、令和4年3月の福島県沖の地震では、航路の閉塞こそ起きなかったものの、岸壁や護岸等が多数損壊しました。

こうしたことから、災害時においても港湾機能を確保するため、護岸等の耐震改修を促進していくことが必要です。

特別特定技術基準対象施設とは

平成23年の東日本大震災において、民有護岸等の倒壊及びそれに伴う土砂流出により航路が閉塞し船舶の交通に支障を及ぼす事態が発生しました。これを踏まえ、大規模災害が発生した場合であっても、港湾内の船舶の交通を確保するため、民有施設の耐震改修促進を図る枠組みが設けられました。

具体的には、平成25年港湾法改正により、「特定技術基準対象施設」を管理する民間事業者への勧告制度等が創設されました。「特定技術基準対象施設」とは、技術基準対象施設であって、外郭施設その他の非常災害により損壊した場合において船舶の交通に支障を及ぼすおそれのある施設（外郭施設、係留施設、橋梁並びにトンネルの構造を有する道路、鉄道及び軌道、固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械、廃棄物埋立護岸）を指します。

さらに、平成26年

港湾法改正により、「特別特定技術基準対象施設」に対する無利子貸付制度が創設されました。「特別特定技術基準対象施設」とは、「特定技術基準対象施設」のうち、非常災害により損壊した場合において、耐震強化岸壁又は指定石油製品を取り扱う係留施設（大規模地震対策施設に限る）の機能を確保するための航路及び泊地に、大量の土砂その他の物件を流入させることにより、長期間にわたり船舶の交通に特に著しい支障を及ぼすおそれのある、港湾計画においてその改良に関する計画が定められた護岸、岸壁、物揚場を指します。

特別特定技術基準対象施設の耐震改修に対する支援制度

特別特定技術基準対象施設の耐震改修に対する支援制度として、無利子貸付制度及び固定資産税の特例措置があります。その制度の概要をご紹介します。

①無利子貸付制度

本制度は、特別特定技術基準対象施設の耐震改修のための資金のうち、最大6割を港湾管理者・国より無利子で借り受けることができる制度です。

【対象施設】

南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、又は、首都直下地震緊急対策区域内にある重要港湾以上の港湾に存する特別特定技術基準対象施設。

②固定資産税の特例措置

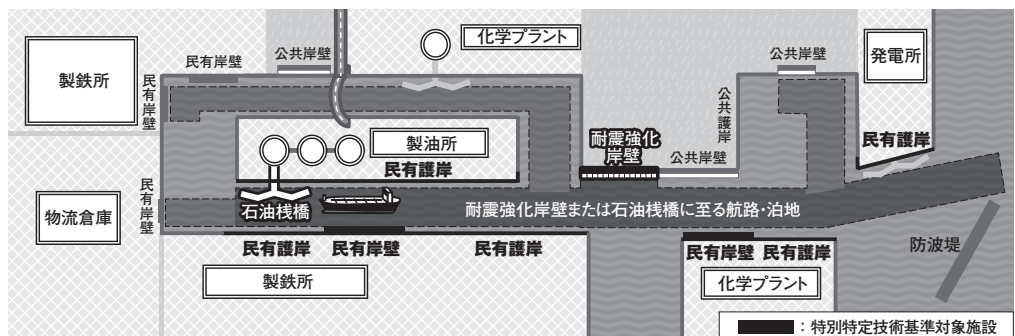
本特例措置は、特別特定技術基準対象施設の耐震改修により取得した資産について、固定資産税の課税標準が5年間1/2^{*1}または5/6^{*1}以外に軽減される制度です。

【対象施設】

①の無利子貸付制度を活用し、令和5年3月31日まで^{*2}に耐震改修工事を行った施設。

^{*1} 港湾区域が緊急確保航路又は開発保全航路の区域に隣接する港湾に存する施設。

^{*2} 令和5年度税制改正要望において、現行の措置を令和8年3月31日まで、3年間延長することが認められました。



特別特定技術基準対象施設のイメージ